



島根県報

平成26年3月28日（金）

号外第39号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【訓 令】

島根県公印規程の一部改正

（総 務 課） 2

島根県公文書管理規程の一部改正

（ ” ” ） 2

訓 令**島根県訓令第 1 号**本 庁
地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第13条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項に次のただし書を加え、同項を第 5 項とする。

ただし、第 2 項の場合においては、当該使用簿への記入を要しないものとする。

第13条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に、「しなければ」を「し、又はその旨を総合文書管理システムに登録しなければ」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、公印取扱主任は決裁済みの起案文書の提出に代えて、総合文書管理システム（島根県公文書管理規程（平成23年島根県訓令第 6 号）第 2 条第10号に規定するシステムをいう。次項において同じ。）により審査することができる。

附 則

この訓令は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

島根県訓令第 2 号本 庁
地方機関

島根県公文書管理規程（平成23年島根県訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第12条第 4 項中「第 2 項」の次に「及び第 3 項」を加え、同項を同条第 6 項とし、同条第 3 項中「起案者は」の次に「、紙起案による起案文書であって」を加え、同項を同条第 4 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

5 起案者は、第 2 項に規定する方法による起案（以下「電子起案」という。）にあっては、システムに処理期限を登録し、回議又は合議の促進を図るものとする。

第12条第 2 項中「前項の規定により起案を行う者（以下「起案者」という。）は」を「起案者は、前項の規定にかかわらず」に、「ものとする」を「方法により起案すること（以下「紙起案」という。）ができる」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 起案を行う者（以下「起案者」という。）は、処理案、起案理由、関係する法令等その他の参考となる事項及び関係する文書（電磁的記録に限る。）をシステムに登録する方法により起案するものとする。

第14条を次のように改める。

（供覧）

第14条 本庁において、供覧は、起案を要しない文書についてその余白に「供覧」と朱書して行い、又はシステムに文書（電磁的記録に限る。）その他必要な事項を登録することにより行うものとする。この場合において、文書の余白に「供覧」と朱書して行う場合にあつては、軽微なものを除き、システムに当該文書の標題その他必要な事項を登録するものとする。

第19条中「起案文書」を「電子起案による起案文書の記載事項の訂正についてはシステムの機能を利用して行うものと

し、紙起案による起案文書」に改める。

第21条第1項中「うち」の次に「、紙起案によるものは」を加え、同条第2項中「決裁文書」を「紙起案による決裁文書」に改める。

第28条中「おいて」の次に「電子起案による決裁文書にあつてはシステムに施行年月日及び必要に応じて発送年月日並びに施行方法を登録し、紙起案による決裁文書にあつては」を加え、「決裁文書」を「当該決裁文書」に改める。

第32条中「起案者は、」の次に「電子起案による決裁文書にあつては文書を施行したときに施行年月日及び必要に応じて発送年月日並びに施行方法をシステムに登録し、紙起案による決裁文書にあつては」を加え、「決裁文書」を「当該決裁文書」に改める。

第36条第2号中「ファイルの表紙及び背表紙」を「ファイルが電磁的記録である場合を除き、ファイルの表紙及び背表紙」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。